

今次の議會に於て、討論した議案は、主として約憲修改案、光復軍九個行動準繩取消案、國務委員四人補選案、政府部署充實案等であるが、其の中最も重要でありしかも激烈な理論上の辯論をしたのは、約憲修改案である。韓國臨時政府が今迄用ひていた約は、今日の新情勢と新條件に依據して修改しなければならない必要性を切口に感ずる様になつた。現在の約憲を完善的な物にし或は體裁上先后顛倒した點を修改するのも必要ではあるが、これよりも最も實際的で當面運動と緊密な關係を持つ條目の條改に中心を置くべきである。

臨時約憲第二章第四條第二項に依れば「國內各選舉區に於て、選舉出來ない時は、各該選舉區に原籍を持ち臨時政府所在地に僑居する光復運動者が各該區選舉人の選舉權を代行すること得」とあるが、此の點が今次修改しなければならない中心點である。此の條目に依つて選舉した結果は如何なるものになるか？重慶に僑居する朝鮮人光復運動者が、各自の原籍道別（省別）に依據し、國內各道の數千萬人の選舉權を代行することになる。理論上、實際上重慶に居住する光復軍運動者數を各別に見れば、少數人が國內各道數千萬人の權利を代行することが出來ないのは勿論、或道は人數が過剰し、或る道は不足現象を產生する等、其の他各種の缺陷を發見するのである。又最も嚴重なる缺點は、重慶に僑居する少數光復運動者を除いて其他各後方、前方、敵後、米州に僑居する廣大なる同胞、光復運動者、武裝隊伍は、全然選舉權被選舉權がない。

現在の狀態では臨時政府は國內廣大なる群眾の基礎の上に建立してないのみならず、中國、米州地前方の群眾からも隔離してある。群眾から隔離してある政府は強大なる力量を發揮することが出來ないのみならず、友邦の實際的援助の獲得も不可能である。

今日の韓國臨時政府を、重慶に居る少數人の狹隘なる地盤から解放して各地に散在する廣大なる光復運動者及び同胞の基礎の上に建立したあ力量を、政府に發展させる為めには各地の人に選舉權被選舉權を給與しなければならない。廣範圍の民主が必要で、此の民主を實施せんが為めには約憲第二章第四條

が確かに桎梏である臨時政府の威信の提高と國際的承認は、上述實際工作の開始から其の獲得が可能である。

今次參加した新選議員の方面で、選舉法修改に對する具體的意見を議會に於いて主張したのを述べれば次の如し

(一) 軍隊特別選舉區設置

後方・前方・敵后にて活動する各種武裝部隊を軍隊特別選舉區と稱し、選舉權、被選舉權を與へ其れは流血部隊である故に、その選舉人數比例に於いて、優待すること。

(二) 臨時政府所在地特別選舉區設置

自由中國に居住する光復運動者、同胞を總網羅して臨時政府所在地特別選舉區と稱し、光復運動者の指導人物が集結してゐる故に、其の人數比例に於いて優待すること。

(三) 普通選舉區設置（米州、ソ領等地）

以上の如く三個の選舉を設置して現在の不合理の點を改正しなければならない。

此の外又必らず規定しなければならないのは議員任期問題である。今迄は議員の任期を規定してゐないために終身職と何等別がないから其の不合理は言ふまでもない。

新議員は以上の理由に依り今次議會開會期内に即時修改の緊急性を熱烈に主張したが、多年間分立して來た各方人士が一堂に集合し差異ある政策・見解を討論するのだから短期間に其の一致性を得ることは甚た困難であつた。

今後の朝鮮革命運動を進歩的方向に發展させ廣大なる群眾と聯結を確保するか否かを左右する此の約憲修改問題は今回は修改が不可能となり約憲修改起草委員九人を選擧して約憲修改を起草させ半年後に臨時議會を召開することに決定した。

重大なる政治的意義と緊急性を要する約憲修改が半年間延期されたのは革命

的利益の見地から遺憾なことである。今回議會に於いて朝鮮革命運動の統一局面は初歩に形成され、運動は一步前進した。此の初歩的統一と前進に對して吾等は慶賀の意を表す。然し現在に満足し今後の努力を忘れて非常なる錯誤である。

今日の初歩統一を最と鞏固化し同時に又臨時政府を廣大なる群眾の上に聯結を強化して運動を再一步前進させんが為には必らず約憲の選舉法修改から始なければならぬ。此の重大なる任務が半年後開かれる臨時會議迄に残されてある。